

トラストサービス検討ワーキンググループ（第15回）議事要旨

1 日 時

令和元年11月28日（木）10:00～11:30

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小笠原構成員、小川構成員、楠構成員、繁戸構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、谷構成員、中村構成員、西山構成員、宮崎構成員

（オブザーバー）田邊内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官、藤田法務省参事官室局付、伊東経済産業省情報プロジェクト室室長補佐、河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮大臣官房審議官、岡崎大臣官房審議官、近藤参事官（国際担当）、赤阪参事官（政策担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、横澤田サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、飯倉情報通信政策課調査官、小高情報システム管理室長

4 配付資料

資料15-1 トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）概要

資料15-2 トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）

参考資料15-1 トラストサービス検討ワーキンググループ（第14回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開 会

（2）議 題

① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料15-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

② トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）概要について 事務局から資料15-1について説明が行われた。

③ 意見交換

トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）概要について

の説明後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

谷構成員：資料15-1の4ページに記載のトラストサービスの意義の部分で、6つのトラストサービスが取り上げられているが、6つで必要十分になるのか。6つのトラストサービスを取り上げた理由や順位付けについて、(1)と(2)の間に記載すべきではないか。また、5ページの図に記載されている5つのトラストサービスのそれぞれの関係性がわからない。これらのトラストサービスを組み合わせることでSociety5.0を支えることができる、といった形にまとめると読みやすいのではないか。

8ページの経済効果について、利用者側がトラストサービスを導入した際にどのような業務効率化が期待できるか具体的な記載を追加してほしい。トラストサービスの普及のために、利用者側のメリットを詳しく記載すべきではないか。

宮内主査代理：資料15-2の24ページにトラストリストをEUのように公表することが有用であるという記載があるが、トラストサービス横断的な一覧性ということが明確に理解できるような記載を検討いただきたい。トラストリストが横断的にまとまっていることで、利用者や外国の事業者がそこを見れば、信頼できる全てのトラストサービスの事業者がわかるということが重要ではないか。

事務局：ご意見を踏まえて表現の見直しを検討する。

宮内主査代理：リモート署名は、一見本人によるものではなく、本人が頼んだサーバによる署名に見える。したがって、「本人による電子署名に該当するのか」と正面から問われると、「該当しない」という回答も出得ると考えていた。資料15-2の32ページのリモート署名の現状・課題の部分で言っているのは、リモート署名のシステムの仕組み全体に自分のPC等からアクセスし、その仕組みを1つの機械のように見立てて、本人が使うことから、「本人による」と該当するかもしれないということなのか。こういった考えで「本人による」と該当すると言えそうなのかを説明していただきたい。

事務局：リモート署名の現実の事象としては、本人の手元ではなく、クラウド事業者に代わりに署名していただくということである。法律に当てはめたときには、法律上の「本人による電子署名」という言葉に該当するのかどうかというところが「該当する」とならなければ、電子署名法上の電子署名にならないため、現実の事象をここで表現したかったというよりは、法律上の言葉への該当性という整理が明確ではないのではないかとすることでこのような表現にしている。

宮内主査代理：資料15-2の32ページのリモート署名の現状と課題の部分の第2パラグラフは、「本人による電子署名」に該当するために必要なことが述べられている。これは、法律的には、本人ではなくても、本人の意思に基

づいて行われていれば、本人による電子署名に該当するといった認識で、このような記載にしているという理解でよろしいか。

事務局：リモート署名が「本人による電子署名」に該当するののかという結論はまだ出せていないが、記載のような考え方で該当性を説明できる可能性もあるのではないかとこのように表現にしている。

宮内主査代理：資料 15-2 の 32 ページの脚注 32 にある、「本人による電子署名」のあとの括弧書きの中身は、符号及び物件を適正に管理したとすれば、ほかの人にはできないということを書いており、電子署名のアルゴリズムのことを示していると思われる。実際に物件が管理されているかどうかではなくて、秘密鍵を知らなければ、ほかの人たちはできないということ。すなわち、電子署名のアルゴリズムが安全だということの意味しているため、この本文の記載を検討いただきたい。

事務局：ご指摘を踏まえて当該箇所の表現を検討する。

中村構成員：資料 15-1 の 8 ページの関連市場の経済効果について、トラストサービスを導入することで IT 化やデジタル化が進展し、働き方改革等にもつながっていくといった前広な効果も含めて経済効果とするべきではないか。

事務局：関連市場に関しては定量的に全てを含めて算出することはなかなか難しいこともあるため、その旨を資料 15-2 に脚注 9、12 として記載をしている。

中村構成員：トラストサービスを導入するための IT システムの投資コスト等を切り出して経済効果を出すことが難しいということは理解しているが、トラストサービスを利用することでできるようになることをもう少し前広に拾ってトラストサービスの導入効果を社会的に打ち出していきたいと考えているため、表現を検討いただきたい。

手塚主査：表現方法が定性的になるかもしれないが、事務局と相談して経済効果に反映したい。

宮崎構成員：資料 15-2 の 16 ページに記載の「eIDAS の導入前後でいまだ大きな変化は見られない」とあるが、我々トラストサービス推進フォーラムが海外調査を行ったハンガリーやフランスでは eIDAS 前後で変化が見られたという話を聞くことができた。調査対象の機関によって結果は異なることが想定されるため、調査対象の機関名を追記いただきたい。

また、22 ページに「EU において eIDAS 規則の導入前後で大きな変化は見られなかったことに鑑みても」と記載があり、それを前提にまずは業法から適用を進めるのがいいのではないかとこのように記載されている。EU では eIDAS 規則が制定されたことによって業法等に eIDAS 規則の要件が取り入れられたという事実もあるため、制度作りと業法の適用の両面を進めていくといった記載を検討いただきたい。

事務局：ご指摘を踏まえて表現を検討する。

柴田構成員：本日の会合で本ワーキンググループのアウトプットが出ることになるが、このアウトプットを受けて、今後どのように進めていく予定なのか。新たな検討の場を設けるのか。

事務局：今回のワーキンググループでは大きく3つの観点について提言があったと考えている。特にタイムスタンプについては国による認定の仕組みが適当であるということ、e シールについても国が何らかの基準について関与した上で認定の仕組みを作るということ。これらを踏まえて、具体的な認定の仕組みをどう作っていくか、あるいはそのための基準をどう作っていくかについて、今後別の場を設けて検討を続けていきたい。

袖山構成員：2023年10月からインボイス制度が導入されるが、e シールやタイムスタンプの法制化を踏まえて、そろそろ会計システム等の様々なベンダと自動処理が可能な仕組みの検討を進めていかなければならない。そのため、当ワーキンググループの議論を踏まえて今後の検討を進めるに当たっては、e シールが制度化されて実際に運用されるまでどれくらいの時間がかかるかというタイムラインが見えていないと不安になるので、e シールの制度化の時期を教えていただきたい。

事務局：2023年のインボイス制度導入に間に合うように、今後早急に検討の場を立ち上げて議論を進め、e シールの制度設計をしていきたいと考えている。

西山構成員：今後は、本ワーキンググループで議論できなかったトラストリストの仕様の検討等、様々なことを検討していく必要があると考えている。また、インボイス制度は導入が決まっているため、机上の検討と並行して実証実験のような技術的な検討もしていかなければ、インボイス制度の導入までに間に合わないのではないかと。本ワーキンググループの延長線上で、省庁横断的な取組を検討いただけるとありがたい。

また、資料15-1の31ページに記載の「適合性評価を第三者が行う民間の自主的な仕組み」とあるが、この表現だと民間制度が乱立するというリスクがある。したがって「第三者が行う公平な仕組み」、あるいは「適切な第三者が行う」という表現を検討いただきたい。

事務局：ご意見を踏まえて検討する。

小川構成員：資料15-1の31ページにガイドラインの策定等を「わかりやすく」との記載があり、ガイドラインの修正を検討しているが、欧州のガイドラインを決めた際にもその検討は2002年から始まっており、ようやく現在の状態になっている。したがって、まずは技術的要件を決めることが第1ステージだと考えており、その後わかりやすく記述することに努めたい。

また、16ページに記載の「トラストサービスの信頼性確保に関する検討の視点」の4つを検討する体制も必要ではないかと考えているため、最終取りまとめで触れていただきたい。

事務局：本ワーキンググループの取りまとめとしては、ひとまずタイムスタンプとeシールについては資料15-1の16ページに記載の検討の視点を踏まえて、認定の仕組みを作っていくということで、その取りまとめを受けて検討の体制について総務省側で考えていく。

新井構成員：電子署名法が施行されてから電子入札が登場したこと、また、日本データ通信協会のタイムスタンプの制度ができてから電子帳簿保存法でのタイムスタンプの利用が位置付けられたことを考えると、トラストサービスの制度化がトリガーとなって他の業法が制定されるということが見てとれる。そのため、eIDASで規定するだけでは変化がないといったネガティブな表現は可能な限り少なくしていただきたい。

事務局：eIDASのように適格な事業者を認定する仕組みを策定するのみでは十分にトラストサービスが普及しないことを意図して記載したものであるが、表現を検討する。

渋谷構成員：AIの活用や保険料控除のデジタル化等に係る民間同士の連携においてもトラストサービスの活用が期待されることから、当ワーキンググループを踏まえて構築される制度が早急に定着することを望んでいる。

楠構成員：弊社（株式会社三井住友銀行）では2016年からリモート署名を用いた電子契約サービスを開始し、当時、同業の各銀行にリモート署名の利用推進を声掛けするも、反応が薄かったが、最近では弊行の取組についての問い合わせが目に見えて増えてきている。リモート署名を使った電子契約を用いることで、お客様の利便性の向上に資するのみならず、銀行界の生産性の向上にも資するため、リモート署名の安全性のお墨付きを早めにいただきたい。

手塚主査：最終取りまとめ自体は公平にバランス良くまとめることが重要なため、本日の皆様のご意見を反映できるところはしていきたい。

繁戸構成員：現在、国土交通省で建築情報の三次元化を官民一体で推進する建築BIM推進会議が開催されているが、日本建築士事務所協会連合会でデジタルデータによる建築設計等に関してアンケートを実施したところ、過半数の会員事務所が確認申請と関連設計図書の保存における電子化について関心を持っていることがわかった。特に設計図書の電子的保存については電子署名あるいはリモート署名とタイムスタンプに関わる場所である。

今の建築業界では高齢化が進んでおり、特に地方では廃業が進んでいる。他方、災害の増加に伴った建築士法の改正もあって、設計図書として保存すべき図書の範囲が拡大しているという現状がある。法令が整備されることで確認申請と関連設計図書の保存等を安心して電子的に行うことができるようになれば良いと感じている。

小笠原構成員：資料の訂正に関することだが、資料15-2の17ページに記載の論点(b)の線は③タイムスタンプの発行のドキュメントを指すのが正しいのではないかと。また、新井構成員のご指摘のとおり、積極的にトラストサー

ビスを推進するスタンスのもと、全体的に肯定的な文章で記載すべきではないか。

法務省藤田氏：資料15-2の7ページに記載の③第2段落の2行目に「我が国においては、組織名の電子証明書に基づく電子署名としてeシールの導入が進んでいる」とあるが、eIDASにおいても、eシグネチャーとeシールは完全に峻別されているので、誤解を招かないためにeシールの記載については電子署名法の第2条第1項の電子署名と思われぬような記載を全体的にすべきではないか。

また、資料15-2の9ページの総論に「トラストサービス（電子署名・タイムスタンプ）」とあるが、eシールが入っていないのは、eシールが電子署名に含まれているという理解なのか、また、eシールも別途あるのか。調整していただきたい。

④ 閉会の挨拶

竹内サイバーセキュリティ統括官から挨拶。

(3) 閉会

以上